

## 石川県福祉サービス第三者評価機関の審査及び認証方針

### (目的)

第1条 本基準は、石川県福祉サービス第三者評価推進委員会第三者評価機関認証部会（以下、「認証部会」という。）における第三者評価機関の認証に関する審査及び認証に関し必要な事項を定める。

### (審査方法)

第2条 第三者評価機関の審査は、石川県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）第3条の申請の基づき、認証要領第2条の認証要件に合致しているかどうかについて書類審査及び面接審査によって行う。

### (認証期限)

第3条 認証は原則として3年間の期限を定めて行う。

2 認証部会が必要と認めた場合は、認証期限を1年間とする。

### (審査結果)

第4条 認証部会としての審査結果は、委員全員の合意をもって決定する。

2 やむを得ない理由のため、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、当該部会の他の委員を代理人として、表決を委任することができる。

附則 この方針は、平成18年3月23日から施行する。

附則 この方針は、平成20年5月29日から施行する。

附則 この方針は、令和5年3月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。